

現総合計画基本構想および現国土利用計画本編の変更箇所について

※【整理番号〇】は、資料 9 の整理番号を示しています。

【現総合計画基本構想】

3 策定要領「第 4 基本構想の期間」について

策定要領に従い、「基本構想の期間は、・・・おおむね 10 年程度の展望は持つこと」とし、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までとした。

4 その他の策定要領について

策定要領の「第 5 基本構想の形式」、「第 6 基本構想の策定手続」、「第 7 基本構想の改訂」については、策定要領を尊重し、趣旨に従うこととした。

【整理番号 1】

令和 3 年度（2021 年度）に変更します。

第3章 こんなまちをめざします

第1節 将来展望

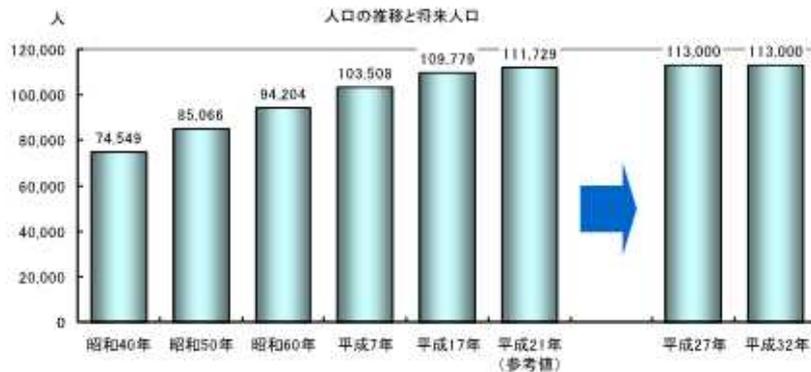
1 将来人口

(1) 定住人口

昭和40年(1965年)に74,549人以降伸び率が鈍化しはじめ、平成17年(2005年)に109,779人となっています(国勢調査)。

平成20年秋以降の世界同時不況の影響を受けた直近値(平成21年(2009年)8月末111,729人)を用いて、コーホート化率法[※]で将来人口を求めると、今後しばらくは増加を続け平成31年(2019年)には113,414人となりますが、その後減少に転じ、平成32年(2020年)には113,333人と推計されます。

このようなことから、人口については、目標年次である平成32年(2020年)にはおおむね113,000人になると予測します。



(注)昭和40年～平成17年は国勢調査(各年10月1日)、平成21年は住民基本台帳プラス外国人登録(8月末)。

目標年次 平成32年(2020年)の人口：おおむね113,000人

※ 巻末資料「用語解説」

【整理番号3】

目標年次を令和3年(2021年)に変更します。

【整理番号2】

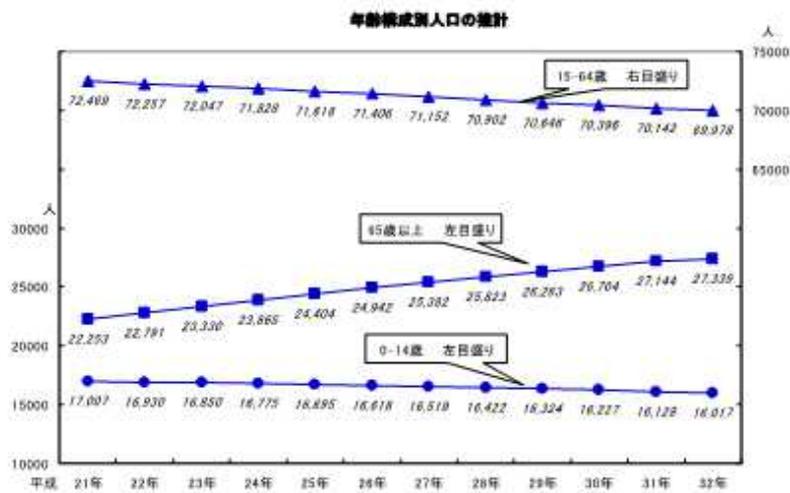
- ・平成31年の予測人口に関する記述は削除します。
- ・平成32年の予測人口を令和3年の予測人口(千単位)に変更します。

【整理番号 4】

令和 3 年の予測人口の年齢構成に基づき、平成 21 年と比較した増加率に変更
します。

また、年齢構成別人口については、0 から 14 歳までの年少人口が減少することに併せ、
65 歳以上の老年人口が、平成 32 年（2020 年）には平成 21 年（2009 年）の 122.9%
に増加すると推計され、少子高齢化の傾向がますます顕著になると見込まれます。

総人口や年齢構成別人口の予測を踏まえ、ライフステージに応じた的確な行政サービス水
準を設定するなど、より効率的で効果的な行政運営をめざします。



〔注〕将来の総人口は、年齢構成別人口の推計から予測される概数としており、年齢構成別人口の数値の合計とは一致
しません。

世帯数については、総人口の見通しを「世帯規模（1 世帯あたり人員）の見通し」（平成
32 年（2020 年）には 2.36 人）で除して求め、目標年次には約 48,000 世帯と想定し
ます。

【整理番号 5】

新たな世帯規模（1 世帯あたり人員）および世帯数に変更します。

(2) 交流人口

観光をはじめ、経済活動や文化・学術活動、あるいは買い物や通学などの日常生活活動を通してまちを訪れる「交流人口」は、定住人口と並んで、まちの活力を測るひとつの要素とされています。その指標としては、観光やイベント等を目的として来訪する観光入込客数、や、買い物に訪れる人口に相当する購買人口、通勤・通学等で流入する人口を含む昼間人口など、様々なものが考えられます。

観光入込客数は、平成19年(2007年)に「国宝・彦根城築城400年祭」の開催効果により大きく増加し、続く平成20年(2008年)、平成21年(2009年)も「井伊直弼と開国150年祭」の開催により、やや減少傾向にはあるものの、従前と比較すると非常に高いレベルで推移しています。現在、「びわ湖・近江路観光圏」など広域観光を推進することによって、滞在型観光を含めた観光入込の増加をめざして取り組んでいるところです。

また、買い物に訪れる人口に相当する購買人口[※]は近年増加しており、平成19年(2007年)の購買人口は夜間人口の1.27倍に相当する14万1千人となっています。

一方、昼間人口については、通勤・通学で市外へ通う人口(流出人口)より、他所から市内へ通ってくる人口(流入人口)の方が多く、平成17年(2005年)の昼間人口は夜間人口の1.01倍に相当する111,214人となっています。

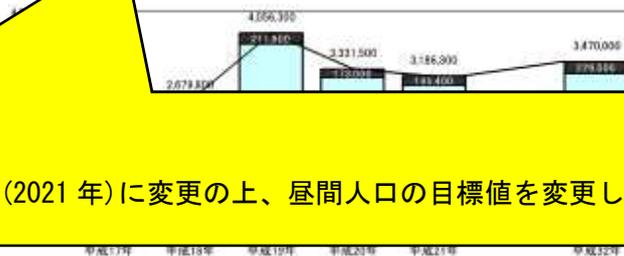
今後、本市の資源を生かし、魅力ある産業・文化・交流を創り出していくことによって、これらの指標の増加をめざします。

目標年次 平成32年(2020年)の交流人口

観光入込客数：おおむね3,470,000人
購買人口：おおむね143,000人以上
昼間人口：おおむね115,000人以上

観光入込客数の推移

□ 日帰り ■ 宿泊 — 計



【整理番号 6】

目標年次を令和3年(2021年)に変更の上、昼間人口の目標値を変更します。

※ 巻末資料「用語解説」参照

【整理番号 1】
令和 3 年(2021 年)に変更します。

3 計画期間中における課題と土地利用の基本方針

計画期間(基準年次平成 19 年(2007 年)、目標年次平成 32 年(2020 年))における課題は、市土が持つ問題点を十分考慮しながら、限られた市土資源の有効利用を図りつつ、市土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの土地需要の量的調整を図ることと、①安全で安心できる市土利用、②循環と共生を重視した市土利用、③美しくゆとりのある市土利用等の観点から、市土の質的向上を図ること、さらにこれらを含め市土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによってより良い状態で市土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な市土管理」を行うことである。

(1) 土地需要の量的調整

① 都市的土地利用

今後もなお増加する都市的土地利用について、既成市街地における土地の高度利用を促進することや低未利用地[※]の有効利用に配慮し、その合理的かつ効率的な利用を図るとともに、市街化を図るべき区域においては、地区計画等により、計画的に安全で良好な新市街地が形成されるよう誘導を図る必要がある。

② 自然的土地利用

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環系の維持に配慮しつつ、農林業の生産活動の場としての役割を担うとともに、うるおいとやすらぎをもたらす場としての役割を果たすよう配慮して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る必要がある。

③ 相互的土地利用転換

農用地、森林、宅地等の相互的土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易でないこと、自然循環系への影響、公益的機能の重要性等にかんがみ、総合的かつ計画的な整備を図りつつ、慎重に対処する必要がある。特に琵琶湖の保全に求められる湖辺の自然的土地利用や森林の転換については、より慎重に対処する必要がある。

(2) 土地利用の質的向上

① 安心・安全な土地利用

被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、市土の安全性を総合的に高めていく必要がある。このため、災害に強いまちづくりに向けて、自然環境の保全や景観に配慮した河川改修等の治水対策を推進するとともに、森林の持つ災害の防止等の公益的機能を維持、増進するため、その適正な保全と整備に努める必要がある。また、地震被害や

[※] 低未利用地：土地利用がなされていない未利用地、または個々の土地の立地条件に対して、利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地。

第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 および地域別の概要

【整理番号 2】

令和3年(2021年)に変更します。

1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次

計画の目標年次は平成32年(2020年)とし、基準年次は、平成19年(2007年)とする。
なお、目標の中間年次として平成27年(2015年)を参考表示する。

(2) 目標年次における想定人口等

市土の利用に関する基礎的な前提となる人口と一般世帯数は、平成32年(2020年)において、それぞれ113,000人、48,000世帯程度になるものと想定する。なお、平成27年(2015年)においては、それぞれ113,000人、45,400世帯程度になるものと想定する。

(3) 土地の利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分および用途別区分とする。

(4) 利用区分別の規模の目標を定める方法

利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の土地利用実態調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等に基づき、人口等の指標の単位規模あたりに必要な用地の量(面積)を予測し、土地利用実態との調整を行い定めるものとする。

【整理番号 3】

令和3年(2021年)の予測人口および世帯数に変更し、平成27年(2015年)の想定は削除します。

(5) 利用区分別の規模の目標

市土の利用に関する基本構想に基づく平成32年(2020年)および中間年次たる平成27年(2015年)の市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

(6) 利用区分別の規模の目標の性格

なお、以下の数値については、今後の経済状況等により見直しを行うべき性格のものである。

【整理番号 4】

令和3年(2021年)に変更します。

※ 用地原単位：土地利用に関係した総指標に対し、人口等の指標の単位規模あたりに必要な用地の量(面積)をいう。

(表) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区分	平成 19 年 (ha) (基準)	平成 27 年 (ha) (参考)	平成 32 年 (ha) (目標)	平成 19 年 ～32 年 増減 (ha)	平成 19 年 (構成比) (%)	平成 27 年 (構成比) (%)	平成 32 年 (構成比) (%)
農用地	3,001	2,917	2,880	△ 121	15.2	14.8	14.6
農地	3,001	2,917	2,880	△ 121	15.2	14.8	14.6
採草放牧地	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
森林	2,536	2,532	2,532	△ 4	12.9	12.9	12.9
原野	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
水面・河川・水路	10,484	10,484	10,486	2	53.3	53.3	53.3
水面	9,912	9,912	9,912	0	50.4	50.4	50.4
河川	406	406	406	0	2.1	2.1	2.1
水路	166	166	168	2	0.8	0.8	0.9
道路	755	760	765	10	3.8	3.9	3.9
一般道路	585	587	589	4	3.0	3.0	3.0
農道	150	152	154	4	0.8	0.8	0.8
林道	20	21	22	2	0.1	0.1	0.1
宅地	1,935	2,000	2,019	84	9.8	10.2	10.3
住宅地	1,052	1,073	1,089	37	5.3	5.5	5.5
工業用地	204	236	237	33	1.0	1.2	1.2
その他の宅地	678	691	693	15	3.4	3.5	3.5
その他	973	988	1,002	29	4.9	5.0	5.1
合計	19,684	19,684	19,684	0	100.0	100.0	100.0
市街地	1,223	1,252	1,263	40	6.2	6.4	6.4

- (注) 1 構成比とは、市土総面積に対する割合である。
 2 市街地は、国勢調査の人口集中地区である。平成 19 年製の市街地の面積は、平成 17 年の国勢調査の人口集中地区の面積である。
 3 各区分の数値は、概数で処理しているため、合計が一致しないことがある。

【整理番号 5】

目標年次を令和 3 年度(2021 年度)に変更の上、一部の目標値を変更します。